

(様式1号)

受託研究申込書

年 月 日

様

所在地  
企業等名称  
電話番号  
代表者名

印

記

1. 研究題目
2. 研究目的
3. 研究内容
4. 研究の実施期間についての希望
5. 研究の実施場所
6. 研究費の金額及び納付についての希望
7. 特許権の実施についての希望
8. 研究用資材及び設備等の提供についての希望
9. 申請者の概要（会社のパンフレット等申請者の概要がわかる資料添付でも可）

様式2号

受 託 研 究 契 約 書

長崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり受託研究契約を締結する。

（研究の受託）

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

- （1）研究題目
- （2）研究目的
- （3）研究内容
- （4）研究期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
- （5）研究の実施場所

（受託料）

第2条 乙は、受託研究に要する経費（以下「受託料」という。）として、金〇〇〇円を、甲の発行する納付通知書により納付する。

2 乙は、前項の納付を履行できないときは、あらかじめ甲に対して遅延の事由及び納付期限の延長について承認を得なければならない。

（受託料の使用制限）

第3条 甲は、受託料について、受託研究目的以外これを使用してはならない。

（研究用資材等の提供）

\*第4条 乙は、別紙（1）の研究用資材及び設備（以下「研究用資材等」という。）を無償で甲に提供する。ただし、搬入、据付及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 甲は、前項の研究用資材等について、甲の職員が故意又は重大な過失によって、損害を与えた場合を除き、当該設備の損害につき賠償する責を負わないものとする。

（研究成果の報告）

第5条 甲は、受託研究が終了したとき（受託研究を中止したときを含む。）は、その結果について、受託研究報告書により乙に報告するものとする。

(研究結果の公表)

第6条 甲は、受託研究を終了したとき（研究事務を中止したときを含む。）は、その結果を公表するものとする。ただし、結果の公表により、乙の業務に支障が生ずると認められるときは、期間を限って、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(研究の中止等)

第7条 甲は、甲の業務に支障があるため、又は天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難になったときは、乙と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除することができる。

2 前項の規定により、契約を解除したために受託料を変更しなければならないときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(特許を受ける権利等)

第8条 受託研究の業務を担当する研究機関の研究員が受託研究において発明、考案、又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした場合、当該発明等に係る特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権については、「長崎県職員の職務発明等に関する規定（昭和57年11月5日付訓令第10号）」の定めるところにより、県が承継することができるものとする。

(優先実施権)

第9条 前条の規定により県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等（以下「県に承継された特許権等」という。）に係る発明及び著作権を乙又は甲の指定する者に限り、当該受託研究終了から5年間優先的に実施させる。

(第三者に対する実施の許諾)

第10条 県は、前条の規定により発明を優先的に実施する権利（以下「優先実施権」という。）を付与した者（以下「優先実施者」という。）が、優先実施の期間中正当な理由なく当該発明を実施しないときは、当該優先実施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

2 県は、前条の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権に係る発明の実施を許諾することができる。

(実施料)

第11条 県は、県に承継された特許権等の実施を許諾するときは、別に定める実施契約に基づき、実施料を徴収する。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長崎県  
長崎県 印

乙 所在地  
企業等名称  
代表者名 印

(注) \*印の条項は、不要の際は省略し、以下の条項の番号を順次繰り上げること。